

新潟県長岡地域振興局長賞

税金育ち

長岡市立東中学校

三年 塩入 蒼介

私は一昨年、学校から支給された国語のワークをなくした。家中を探しても、学校で探しても、一向に見つからなかった。あきらめて買うしかない。そう思い、通販サイトでワークを探した。すぐに見つかった。それはとても高かった。三千円だった。近くの書店で買う参考書は千円前後なのにも関わらず、その三倍近くの値段もしていることに私は度肝を抜かれた。結局、国語のワークは見つかり、そのときに初めて「教科書の無償化」のありがたみを知った。

では、いつから教科書の無償化が始まったのか。それは、一九六二年に「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」が制定された翌年のことである。なぜ、この法律が一九六二年に制定されたのか気になり、調べた結果、高知県長浜地区での教科書無償化運動にたどりついた。

この運動は、長浜地区の地域の母親や学校の先生たちで、「長浜地区小中学校教科書をタダにする会」を結成し、署名運動や集会を通じて教科書の無償化を訴えるというものだった。教科書が無償化される以前は、保護者が教科書を購入

する必要があった。特に戦後の日本では経済的に困難であり、教科書の購入が大きな負担となっていた。一部の地域では教科書を貸与する制度があったが、これは全国的に統一されたものではなかった。また、教科書の購入費用を補助する制度も存在していたが、これも限られた地域での実施だったそう。長浜地区は限られた地域の一つではなかった。ちなみに、一九四五年に日本国憲法が制定され、第二十六条に「義務教育は、これを無償」と明記されていた。この会を結成した人たちは、購入する必要があるのに憲法では無償、という矛盾点を指摘したのだ。結果的に一九六二年に教科書無償化の法律が制定され、翌年から段階的に教科書が無償で配布されるようになり、一九七三年には完全に教科書無償化になった。

高知県の母親と先生たちの闘いによって、タダで教科書が配布されていることに、私は感動した。憲法の理念を実現するために彼ら彼女らは声を上げ、会結成の翌年に法律の改正までに至らせた行動力を私は見習わなければならないと思う。私は今まで教科書を適当に扱っていたのかもしれない。母親と先生たちの血と涙の結晶が教科書にこめられているのに適当に使っていた。私はとても反省している。「当たり前が当たり前でない」というのを考えるのは難しいことだが、教科書無償化という当たり前のことを私は守っていききたい。このようなことを考えているうちに税金の重要性を理解することができた。税金で育った人間であるから、税金で恩返ししたいと私は思う。